

7 生業費、技能修得費（高等学校等就学費を除く）及び就職支度費

(問6-68) 技能修得費の特別基準

技能修得費を認定するに当たって、「限度額を超えて費用を必要とする特別な事情」がある場合の取扱いを示されたい。

就労のために、専修学校又は各種学校で技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合等については、38万円を限度に技能修得費を支給できることとなっている。

以下の点に留意の上、支給されたい。

- 1 自動車免許の取得を行う場合は、採用内定通知書及び運転免許がなければ採用されない旨の雇用主の証明書の提出を求める。なお、事前に他施策（職業訓練等）の活用を検討する必要がある。
- 2 講座受講により当該世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られる場合は、雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の対象となる教育訓練講座受講についても特別基準の計上ができる。教育訓練給付金が支給された場合は収入認定する。
- 3 費用を給付する場合は、必要に応じて分割給付する。
- 4 技能修得期間中は、常にその状況を把握し、技能修得の継続に支障の生じた場合等技能修得費の計上が適当でないと認められたものについては支給停止等の措置を講じる。
なお、上記の対象外あるいは特別基準額を超える技能修得については、厚生労働大臣への情報提供を検討する。

局長通知第6-8-(2)-ア-(キ)

(問6-68-2) 通勤用自転車の購入費用 (新設)

被保護者の就職が決まったが、通勤に自転車が必要な場合、初任給支給以前に自転車の購入費用を積極給付することは可能か。

通勤用自転車の購入費用は、本来は就労収入を得るための必要経費として、収入からの控除により賄われるべきところである(課長問答第8の23)。

しかしながら、勤務先までの公共交通機関の便が困難であったり、勤務時間帯が深夜早朝であるなどの理由から、就職後直ちに自転車での通勤を要すると認められる場合は、局長通知第7-8-(3)の「就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費」に準じて、就職支度費として支給して差し支えない。なお、この場合、特別基準の設定は行わず、他の洋服・履物類の購入費用と合わせて、基準額の範囲内で計上すること。

課長問答第7の18-2

(問6-69) 自立支援プログラムに基づく技能修得の場合の特別基準

自立支援プログラムに基づく場合に設定することができる技能修得費の特別基準の計上方法について示されたい。

1 特別基準による技能修得費計上について

技能修得費計上の考え方については、問6-68で示したとおりであるが、自立支援プログラムに基づく場合には、通常の特別基準額を超えて年額176,000円(平成17年度)の範囲内まで、計上することができる。

さらに、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、その支給総額が前述の特別基準(平成17年度の場合は年額176,000円)の範囲内であれば、2回目以降であっても支給することが可能である。

複数回の技能修得費を認定する事例としては、例えば、被保護者が技能習得の講座を春期と秋期の2回に分けて受講しようとする場合で、当該技能習得の講座の受講が自立支援プログラムに基づくものとして福祉事務所からの助言指導を受けて行われるような場合である。この場合は、春期と秋期の講座が一連のものである場合、別個のものである場合を問わないが、両方の受講が世帯の自立助長に繋がるものとして認められることが前提である。

また、同時期に複数の技能習得のメニュー(例えば、職業訓練的な講習と求職活動の準備講座の受講)を並行して選択する場合でも、両方の受講を同時に行うことが世帯の自立助長により効果的と認められるものであれば、特別基準の範囲内まで技能修得費を計上して差し支えない。

2 対象となる技能修得の費用について

技能修得費の対象となるのは、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費として認められるものであって、授業料(月謝)、教科書、教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費である。

なお、実施機関が自立支援プログラムに基づく場合などにより、特に必要と認めた場合については、パソコンの基本的機能の操作等就職に必要な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする場合にも、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えない。

(問6-70) ヘレンケラー学院委託生の技能修得費

ヘレンケラー学院委託生の技能修得費の計上は、どのように行うか。

東京都の委託生としてヘレンケラー学院（新宿区大久保3-14-20）で技能を修得する場合の技能修得費の計上は下記による。

1 技能修得費の適用範囲

- (1) ア 交通費の実費
- (2) イ 参考書代

各学年で必要とする参考書についてはヘレンケラー学院で証明書を交付するので、学院長の証明書を徴収した上で基準計上する。

2 その他

- (1) 点字器は身体障害者福祉法の日常生活用具として交付されるものである。
- (2) 同学院の学生の負担するクラス会費及び学友会費は、本法上の扶助の対象とはならない。
- (3) 「あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に関する法律」による試験、免許（免許証交付申請、書換え交付、再交付を含む。）に要する手数料及び交通費を必要とする場合は、各々必要最小限の額を計上することができる。
- (4) 実習時に着用が必要な白衣等については、貸与等によることが困難で購入せざるを得ない場合には、当該実習時に全員が義務的に必要なものであれば技能修得費として認定して差し支えない。（別冊問答集 問283 参照）
- (5) 上記委託生としての取扱いは、あんまマッサージ指圧課程としての2年を限度として実施されているが、2年を超える期間1年につき特別基準の範囲内で必要な額を算定する。
- (6) なお、技能修得費として上記の特別基準を超えて必要とするときは、厚生労働大臣あて情報提供する。

(問6-71) 精神障害者社会適応訓練事業による手当等の取扱い

精神障害者社会適応訓練事業による手当等取扱いについて、示されたい。

都福祉保健局で実施している精神障害者社会適応訓練事業は、精神障害の回復途上者を一定期間協力事業所に通所させて生活指導及び社会適用訓練を行うもので、その窓口は保健所と精神保健福祉センターとなっている。

精神障害の回復途上者がこの制度の対象になり社会適応訓練を受けると、訓練手当として1,100円が支給されるが、取扱いは以下のとおりである。

1 訓練手当については、次のように取扱うこと。

訓練手当は、月々の受給額と同額を技能修得費として計上した上で収入認定し、収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当する。この場合、受給額が一般基準を超えた場合でも、特別基準の設定があったものとして取り扱って差し支えない。

2 訓練手当とは別に事業主から報酬が支給されている場合は、一般の勤労収入と同様に収入として認定し、基礎控除及び特別控除を認定する。なお、新規就労控除及び未成年者控除については、認定できない。

3 事業所に通うために交通費を必要とする場合は、2の報酬が支給されているならば当該報酬から必要経費として控除する。また、2の報酬が支給されていない場合で、事業所に通うための交通費を必要とするときは、1の訓練手当によってまかなうことになる。

(問6-72) 雇用対策法による訓練手当の取扱い

雇用対策法第18条第2号により支給される訓練手当の種類と実施要領上の取扱いについて、示されたい。

(1) 技能修得手当(受講手当、通所手当)

支給される手当額と同額を技能修得費として計上し、手当は収入として認定すること。この場合、収入充当順位に関係なく技能修得費に充当することとし、また、手当額が技能修得費の一般基準を超えた場合でも、特別基準の設定があったものとして差し支えない。

(2) 基本手当及び寄宿手当

① 一括受給の場合

手当受給月の収入として認定する。この結果、通常は保護の停、廃止の措置が考慮されることになるので注意すること。

② 月々受給の場合

勤労収入の例により、収入認定する。この場合は、勤労控除、特別控除を適用して差し支えない。

(注) 被保護者については、その自立助長の観点から手当ての一括受給が認められているので、この制度の活用を図られたい。

ア 一括受給が適当な場合

訓練終了後、就労等により世帯として自立が見込まれる場合一括受給が適当である。自立できない場合は、保護の停止等が想定されるが、一括受給の場合、勤労控除の対象とならないので月々受給と比べ本人に不利益となるので留意されたい。

イ 月々受給が適当な場合

訓練終了後就労したとしても、世帯全体として自立が見込まれない場合は月々受給が適当である。

(注1) 月々受給すると要否判定の結果保護が不要となる場合であっても、本人が希望する場合は一括受給を認めてもよい。ただし、訓練開始と同時に保護の申請があった場合は認められない。

(注2) 上記取扱いの適用に当たっては、被保護者に支給される各手当ての支給額、支給方法及び支給期間について、支払機関の証明により確認する。

訓練手当（職業転換給付金制度）

（根拠法令：雇用対策法第18条第2号）

（対象者：雇用対策法施行規則第2条による）

（平成17年度）

対 象 者	手当の種類及び金額	実施要領上の取扱い
<p>次のいずれかに該当する者であつて、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練又は職業適応訓練を受けているもの</p> <p>①中高年齢失業者等求職手帳所持者 ②広域職業紹介対象者 ③災害による離職者 ④災害による内定取消し未就職卒業者 ⑤へき地又は離島の居住者 ⑥45歳以上の求職者等 ⑦知的障害者 ⑧精神障害者 ⑨母子家庭の母等 ⑩中国残留邦人等永住帰国者 ⑪北朝鮮帰国被害者等 ⑫沖縄失業者求職手帳所持者 ⑬漁業離職者求職手帳所持者 ⑭一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者 ⑮港湾運送事業離職者 ⑯離農転職者 ⑰沖縄若年求職者 ⑱駐留軍関係離職者</p>	<p>基本手当 （1日あたり） 1級地（4,310円） 2級地（3,930円） 3級地（3,530円）</p>	<p>原則として勤労収入の例により収入認定する。 ただし、訓練終了後一括受給の取扱いもある。</p>
	<p>技能修得手当 （1）受講手当（日額） 500円 （2）通所手当（月額） 42,500円以内</p>	<p>技能修得費に充当する。</p> <p>局第6-8-(2)-ア(オ)</p>
	<p>寄宿手当 （月額） 10,700円</p>	<p>基本手当の取扱いと同じ</p>

(問6-73) 日本語修得と生活保護

海外から帰国した引揚者や、保護の準用を受けている外国人の日本語修得のための経費について、技能修得費を計上して差し支えないか。

1 技能修得費計上の考え方

技能修得費は生計の維持に役立つ生業につくために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対して、技能修得の期間が1年以内の場合に、1年を限度として算定し、世帯の自立更生に特に効果があると認められる技能修得については、その期間を2年以内として認められるものである。

また、この間、技能修得により、就労が出来ない場合は、稼働能力の活用を猶予してよいとされている。

2 日本語修得について

外国からの帰国者は、日本語ができないために日本での生活（日常生活及び就労等）が困難な実態にあることから、昭和52年、日本語修得について、技能修得費の計上を認められることとなったが、その適用に当たっては、上記1の取扱いを踏まえる必要がある。

つまり、本来の意味の技能修得を含めて、特別な事情がある場合に、最長2年間の技能修得費計上が認められるものである。したがって、原則として、日本語修得のみで2年間の技能修得を行うことについては、今後の自立の見通し等勘案する必要があり、慎重な取扱いを要するものである。

なお、特別な事情にある場合とは、高齢者等で日本語修得に期間を要する場合及び通訳等の専門的な日本語修得を行う場合をいう。

保護の準用を受ける外国人についても、日本語修得が世帯の自立更生に特に効果があると認められる場合には、技能習得費を計上して差し支えない。

3 日本語修得のための方法

(1) 技能修得費一般基準の範囲内での修学は各実施機関の判断による。

(2) 技能修得費特別基準の範囲以内での修学

修学が、特定の目的（就労が確定している場合、職業訓練校入校のため等）のためになされる場合は、特別基準の対象とする。

(3) 貸付金等により、各種学校で日本語修得を行う場合

貸付金等により日本語修得する場合は、法による積極給付を行わないことから、今後の世帯の自立に効果的か、一般世帯との均衡を失しないか、等を勘案の上決定すること

になる。

4 日本語修得について、積極給付、貸付金の収入認定除外及び収入からの費用控除のいずれも認められない者

- (1) 既に就労し、自立している者が、あらたに就労を求めて日本語修得する場合
- (2) 既に日本語の修得を終了している者
- (3) 日本に帰国又は入国して相当期間経過している者

5 その他の留意事項

- (1) 日本語の修得期間は、おおむね6月から1年程度を標準とする。
- (2) 日本語修得終了後は、就労指導等を適切に行う必要がある。
- (3) 以上は原則的な考え方であり、個々の実情を配慮し、適切な保護の実施に留意する。

7-2 技能修得費（高等学校等就学費用）

7-2 技能修得費（高等学校等就学費用）

（問6-74） 就学扶助の給付対象の範囲について

高等学校等就学費用の扶助対象となる学校の範囲及び扶助対象となる就学年齢について示されたい。また、他の就学費用との優先関係についても示されたい。

1 生業扶助〔技能修得費（高等学校等就学費）〕（以下、「就学扶助」と略称で表記）の給付対象となる学校は、次のとおり。

- ① 高等学校（専攻科及び別科を除く）は全日制・定時制・通信制のいずれも対象となる。
- ② 中等教育学校の後期課程（中高一貫校の高校課程）も含まれる。
- ③ 高等専門学校（5年制）は、4年生と5年生も対象となる。
- ④ 盲学校、ろう学校、養護学校の高等部（専攻科及び別科を除く）も対象となる。
- ⑤ 専修学校、各種学校については、修業年限が3年以上などの一定の対象基準がある。
- ⑥ 一定の対象基準を満たす高等学校等に準ずる外国人学校も含まれる。

なお、⑤、⑥については、修業年限が3年以上であり、普通教育科目を含むおおむね年800時間以上である教育課程に就学する場合に限られるが、年間授業時数が680時間以上800時間未満の各種学校については、3年以上の普通教育科目を含む課程であり、就学の効果が高等学校等と同等である場合には、扶助の対象として差し支えない。

専修学校及び各種学校の認可については、都道府県業務であるため、認可の有無等については、学校所在地の都道府県の各所管まで、必要に応じて確認すること。

※【東京都の所管】東京都生活文化局私学部私学振興課専修学校各種学校係

2 扶助対象となる就学年齢については、次のとおり。

- ① 中学校を卒業後、引続き高等学校等に進学する場合については、当該引続き就学に要する最低年数を中学卒業年齢に加えた年齢までとする。
- ② 中学校を卒業後、一旦進学以外の進路選択をした後、高等学校等に進学する場合には、おおむね18歳までに入学した者に限り、当該就学に要する最低年数を高校等入学年齢に加えた年齢までとする。
- ③ 高校等中退者が、再度入学した場合には、原則として扶助の対象としないが、やむを得ない事由による退学と認められる場合又は当該就学が本人の自立助長に効果的であると認められる場合の再入学者については、②と同様に取り扱う。

3 就学に要する最低年数について

ここでいう「就学に要する最低年数」とは、全日制高校等は3年間、定時制及び通信制高校においては4年間、高等専門学校は5年間とする。

※なお、留年及び休学等により、就学に要する最低年数を超えて在籍する場合については、以下のアウのいずれも該当する場合にのみ、扶助の対象として差し支えない。

- ア ②の取扱いで認められる対象年齢の限度を超えないこと
- イ 同一学年において二度目の就学扶助の給付は行わないこと
- ウ 就学継続により卒業要件を満たし得ること

4 世帯内就学と稼働能力活用

就学扶助の対象となる学校に就学し、世帯内就学が認められる場合の当該就学児童・生徒の稼働能力活用については、次のとおり。

①全日制高校等の場合

積極的な稼働能力活用は求めず、稼働収入（アルバイト収入等）があれば、控除後の額について収入認定を行う。

②定時制（単位制）及び通信制高校等の場合

就学に必要な時間（スクーリング期間や自習時間等を含む）を十分確保したうえで、昼間の稼働能力の活用を求める。なお、昼間定時制については、就学時間の考慮したうえで、就学時間を除く昼間の稼働能力の活用を求める。

③全日制と定時制及び通信制との取扱いの違いは、平日の修学時間数、年間必修単位数及び修業年限の差を踏まえたものである。定時制等であっても、併修コース等を利用してしながら、修学期間を短縮して就学しようとする者については、個別に判断すること。

5 就学扶助費とその他の就学費用の関係

世帯に就学費用に充てるべき収入（恵与金、奨学金、貸付金等）がある場合であっても、就学扶助の適用が可能な場合には、申請により支給可能な必要額を算定計上して差し支えないが、次の事項に留意すべきこと。

①学資保険の保有を容認されている場合には、当該学資保険の解約返戻金あるいは満期保険金を、就学扶助に優先して就学費用に充てること。就学の総需要に対して不足が生じる場合には、当該不足額のうち就学扶助の支給対象となる費用については、各扶助額の支給限度額内であれば、必要額を計上することができる。

②恵与金（給付の奨学金、自治体等から給付される就学費用、指定付援助など）を得ている場合には、当該恵与金を就学扶助に優先して就学費用に充てること。但し、就学扶助の支給対象とならない就学費用（就学扶助の対象となる学校に就学するにあたって必要となる費用に限る）を賄うための必要最小限度の額については、就学扶助の基準との調整を要することなく、当該対象外の費用に充てることとして差し支えない。

③償還を必要とする貸与の奨学金、貸付金等を得ている場合には、申請により就学扶助の各扶助費を計上したとしても就学の総需要に不足を生じる部分に、当該貸付金等をまず充てることとして、就学扶助費の計上をすることができる。この場合には、就学の総需要を超えて貸付を受けることがないように必要な助言指導を行うこと。なお、貸付金等の額を調整できない場合には、就学期間内であれば一定期間（概ね1か年以内）保有を容認して適宜、就学費用の需要が生じた時に費消することを前提として、収入認定除外の取扱いをして差し支えない。一定期間内に需要がなかった場合には、

繰上げ償還等の方法について検討し、それも困難な場合には、就学扶助費の扶助額を調整して対応すること。

- ④「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和29.6.1法律第114号）」による就学奨励については、生活保護法第4条第2項に規定する「他の法律に定める扶助」に該当することから、就学奨励の支給を優先することとなる。この場合は、就学扶助の基準と比較して不足する部分についてのみ、就学扶助を計上することとなる。（ただし、「入学準備金」については、就学奨励費の「新入学児童・生徒学用品費等」よりも支給時期が早いことから、生活保護の就学扶助の方を優先させて適用する。）

(問6-75) 通学費の支給について

就学扶助のうち、通学費の支給方法及び支給範囲について、留意すべき点を示されたい。

通学費の支給方法については、通学に必要な最小限度の交通費の実費を支給することとし、交通手段及び交通経路の選択は、最も経済的かつ合理的な方法によること。

通学のための通学定期券を購入する場合には、割引率や乗車期間（通学期間）を考慮して最適なものの購入実費を、基本的には前渡すべきこととし、購入実績を確認すること。

保護開始時に既に定期券を購入している場合には、当該定期券の残存使用期間について重ねて扶助費を計上することは認められないので注意すること。

通学費の支給後に通学を中断した場合には、中断した日以降の不要となった通学費の返還を求めることになるが、既に定期券購入等により消費されている場合には、払戻金等の有無を確認したうえで、返還可能なものについては返還させ、やむを得ない事由によって返還を求めることが適当でないと判断される場合には、返還を免除すること。

なお、紛失等の場合の取扱いについては、課長問答（問第7の16）を参照のこと。

(問6-76) 通学用自転車の購入費用について

通学用の自転車の購入費用の取扱いについて示されたい。また、自転車通学に伴なう必要経費の支給範囲、原動機付自転車（バイク）通学の取扱いについてはどのようにすべきか。

日常生活で使用する自転車は、一般的需要として毎月の一般生活費の中から購入すべきものである。しかしながら、通学用自転車の購入について、①専ら通学用として使用するために、②新規に購入し、③そのことによって、通学時の公共交通利用の必要がなくなるなどの経済的かつ合理的理由が認められる場合であって、④世帯の中で購入費用を賄うことができないときに、必要最小限度の扶助を行うこととされたい。

購入価格については、地域の実勢価格で、就学期間（3年ないし5年間）を通じての使用に耐え得る、簡素かつ廉価な車両の平均的な価額を参考して購入の実費を扶助すること。（購入価格の一部のみを扶助して、別途高額な車両の購入を認めることは運用上適当でないので、留意すること。）

また、防犯登録料は、車体購入費と一体として考えて差し支えない（ただし盗難保険料などの損害保険料は支給対象外とする）。自転車通学に伴なう必要経費については、通学経路の中で使用する駅前駐輪場等の使用料（実費分）、個人賠償責任保険料、自転車維持費用（パンク修理代等）についても支給対象とする。

なお、原動機付自転車（オートバイ）等については、通学用での新規購入費用・維持費用（燃料代等も含む）は「通学のための交通費」の対象外となっている。

課長問答 問4の82

別冊問答集 問7-143

22
—
—
20

(問6-77) 授業料、入学料、受験料の基準算定について

私立の高等学校等に就学する場合の授業料、入学料、受験料の扶助について、それぞれの基準算定方法について示されたい。

私立の高等学校等に就学する場合の授業料、入学料、受験料の各扶助の基準とすべき額は、当該私立高等学校等が所在する都道府県の条例で定める公立学校の授業料、入学料、受験料の額である。

定時制高校又は通信制高校の場合は、条例において定時制、通信制の区分ごとに設定されている額とする。

なお、私立校と公立校において、授業料の算定にあたっての方法が異なる場合には、公立学校の算定方法に換算して算出すること。(例えば、通信制学校のなどの授業料について、私立校が1単位当たりの算定、公立校の場合1科目当たりの算定であった場合には、私立学校の科目数を確認のうえ、公立校の1科目当たりの授業料単価を乗じて扶助額を算定することになる。)

通信制高校においてスクーリング会場と学校の所在地が異なる場合でも、扶助額の算定基準は、当該学校所在地の都道府県の条例で定める公立学校の額によること。

また、通信制高校に在学しながら、高等学校の教育課程における学習の補習や支援を提供するサポート校に通学する場合がある。その際には、通信制高校の授業料とは別にサポート校の授業料が必要となるが、週3日以上サポート校へ通学していれば当該サポート校が所在する都道府県の条例で定める全日制公立学校の授業料の額を支給して差し支えない。さらに、サポート校に通学するにあたり交通費や学生服が必要な場合には、当該費用を支給できる。

(問6-77-2) 高等学校授業料無料化に伴う、私立高等学校授業料の算定について (新設)

私立高等学校に就学する場合の授業料の基準算定方法について示されたい。

私立高等学校の授業料は、公立高等学校の授業料を基礎に算定することとされていた。

しかし、平成22年度から、都立高校の授業料が無償化されたため、都・教育庁は22年度以降、授業料を示す必要がなくなった。また、多くの私立高等学校においても、公立高等学校の授業料相当額が補助金として学校法人に支給されるため、補助金の対象となる私立高等学校においては、保護費での授業料の支給は行わない。そのため、補助金の対象とならない学校については、当面、平成21年度の都立高校の授業料を参考として、私立高等学校の授業料を算定されたい。

(問6-78) 修学資金貸付と就学扶助の関係について

就学にあたって修学資金の貸付を受けていた場合には、就学扶助の申請は却下すべきか。また、就学扶助を適用するとすれば、既に貸付を受けている修学資金の収入認定はどのようにすべきか。

就学扶助は、被保護世帯の自立を支援する観点から、就学に必要な経費の一部を扶助費として積極給付するものである。

したがって、既に修学資金の貸付を受けている場合であっても、就学扶助の申請は可能であるが、扶助費の支給決定にあたっては次の各項目について確認する必要がある。

- ① 就学に必要な経費の総需要
- ② ①のうち就学扶助の対象となる費用
- ③ ①のうち就学扶助の対象とならない費用

就学扶助の基準額の範囲で就学に必要な経費が賄える場合については、貸付の停止させたいうで、就学扶助の支給を行う。

ただし、貸付金を就学扶助の対象とならない就学必要経費に充てる場合には、就学扶助費と貸付金の額の合計が、就学に係る総需要額を超えない限り、当該貸付金の停止の手続きを求める必要はない。

なお、就学扶助の対象とならない費用については、就労収入（就学する者の収入に限る）からの就学費用の控除も可能であるが、就労収入からの就学費用控除を行う場合には、当該控除額分については、就学に必要な経費の総需要から差し引きしたうで、上記の取扱いをおこなうこと。

既に貸付を受けている場合（今後貸付の予定があり、貸付金の受領が決まっている場合を含む）で、貸付内容の変更が困難な場合には、就学期間内の一定期間（概ね1か年以内）保有を容認して、就学扶助の対象とならない就学必要経費の需要が生じた時に、適宜費消することを前提として、就学扶助費の支給を行って差し支えない。

ただし、一定期間内に需要がなかった場合には、貸付金の繰上げ償還等の方法について検討させること。それも困難な場合には、貸付金の余剰分を資力として認定したうで、支給済みの就学扶助費の一部又は全部について、法63条返還を求めることになるが、修学資金貸付によって生じた収入で就学扶助費の返還を求めることは、制度の本来的な運用ではないので、この取扱いの際には十分留意すべきこと。

(問6-79) 私立高等学校等授業料軽減補助と就学扶助の関係について

就学にあたって、私立高等学校授業料軽減補助の制度利用する場合の取扱いと就学扶助の適用についての関連について示されたい。

私立高等学校授業料軽減補助の制度は、(財)東京都私学財団で行っている制度で、私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、授業料の一部を助成するものである。(参考資料7「児童生徒の修学援護制度」参照のこと)

東京都の制度では、平成17年度の場合、6月中旬から7月中旬に申請を受付し、10月下旬に交付・不交付の決定を通知、11月上旬に軽減額を振込みすることになっている。なお、平成17年度には、上記の時期に申請ができなかった者について、特別申請の受付(申請は平成18年1月中旬、給付は同年3月上旬)も行なっている。

生活保護の受給世帯の場合、軽減額は164,000円(平成17年度)となっている。この授業料軽減額は、恵与金の一形態としてみなし、就学扶助の対象とならない就学必要経費(就学扶助基準を超える部分の授業料)に充当される限り、収入認定除外の取扱いとなり、また、就学扶助費を減額調整する必要はない。

(問6-80) 稼働能力活用と就労収入からの就学費用控除について

世帯内就学により、定時制、通信制学校に就学している者に稼働能力活用を求める場合の留意点及び就労収入からの就学費用控除の取扱いについて示されたい。

高等学校等就学者のうち、稼働能力活用が見込まれる者については、その能力活用を求めることになる。各就学課程ごとの稼働能力活用の程度については、問6-74「就学扶助の給付対象の範囲について」の世帯内就学と稼働能力活用を参照のこと。

ただし、就学（就学課程修了）との両立が前提となるため、就学継続に支障のない範囲内で、必要な稼働能力活用を求めることに留意する。

就労収入からの就学経費控除にあたっての留意点は次のとおり。

就学に必要な経費のうち、就学扶助、恵与金、学資保険の満期金等、貸付金で賄える部分は、それぞれ充当可能な費用にあてさせる。そのうえで、新たに貸付金の借入れ等によって就学費用を賄わなければ、就学に必要な総需要を満たすことができない場合には、①稼働能力活用を行っている当該就学者の就労収入から、②各種控除（就労経費控除、基礎控除、特別控除、未成年者控除）を行った後に、なお残余がある場合は、③その残余（本来であれば就労収入認定すべき額）から就学費用（就学扶助の対象とならない就学に必要な最小限度の経費のうち、他の就学費用収入で賄えない費用に限る）を控除して差し支えない。

なお、就労収入からの就学費用控除を行う場合には、当該控除額が充てられる就学費用の内容及び額を予め確認すること。また、定期的に控除を行う場合には、就学経費の実需要の見通しについても予め就学計画書等の提出させる等により把握したうえで、控除額を判断すること。

(問6-81) 学資保険の満期保険金と就学扶助の適用について

学資保険の保有が容認された場合の満期保険金の取扱いと就学扶助との関係について示されたい。

世帯内に就学適齢期の児童・生徒がいる場合に学資保険の満期保険金（一時金、解約返戻金等を含む）の受領があったときは、開始時の解約返戻金相当額については法第63条返還を適用し、それ以外の部分については、預貯金と同様に収入認定の対象とはしない。当該収入認定除外額は原則的には、就学扶助の支給対象とならない就学経費又は就学扶助の支給基準額を超える部分の就学経費に優先的に充てられるものとする。（それでもなお学資保険の満期保険金等の受領額に余剰がある場合は、余剰を充てることでまかない得る部分については重複して就学扶助費の支給や就労収入からの就学経費控除は行なわない。）

満期保険金等を一度に受領する場合、すぐに需要がない場合であっても、現に世帯内に就学中の児童・生徒がいるのであれば、当該児童・生徒の就学期間内に就学経費として確実に費消される額については、一定期間の保有を容認したうえで収入認定の対象としない。

なお、開始時の解約返戻金相当額に法第63条返還を適用する場合であっても、当該法第63条適用額について、課長問答（第6の問40）の（2）のオに定める就学等の費用に充てられる額の範囲内において、返還額の減免を行って差し支えない。

(問6-82) 世帯内就学者の留年、中退、課程の変更等の場合の取扱い

世帯内就学を認められた者が、留年や中途退学した場合には、就学扶助の取扱いはどうにすべきか。中途退学の場合は、就学扶助費の返還を求めるべきか。

また、入学後に就学課程の変更や転校を希望する者について、就学扶助の適用対象とすることはできるか。

高校等就学中の者が留年した場合は、留年中の期間（同じ学年での2年目以降）については、原則として就学扶助費の計上を行わない。これは、最低生活費の観点から重複して経費を扶助することを避けること、修業年限内の就学を積極的に援助することにより速やかな自立助長を行うこと、就学期間の長期化によって自立意欲が低下しないよう配慮すること、などから適用にあたっての原則としたものである。

したがって、やむを得ない事情（本人の病気療養や家族の看護及び介護など）から、留年した場合には、個別に事情を勘案したうえで留年期間中の支給の適否を判断すること。（なお、この場合の「やむを得ない事情」には、就学する本人の怠業、学業不振に起因するものは含まれないものであること。）

また、中途退学したものが新たに高校等に再入学した場合は、退学がやむを得ない理由によるものである場合や、再入学が本人の自立助長に効果的であると認められる場合は、就学扶助を支給することができる。その場合、再入学から修業年限（標準年数）に達する年数まで支給するか、修業年限から既に就学扶助を行った年数を除く残りの年数に限り支給するかは、退学の理由や自立助長の観点などから総合的に判断されたい。）

中途退学（休学の場合も同様）したことが事後にわかった場合、現実に就学していた期間を除いて、就学扶助費の返還を求める必要が生じるが、既に支給された保護費がやむを得ない事由（就学の目的に費消されている場合に限る）により消費されている場合には、返還を要しない。

なお、留年（休学を含む）者が次年度以降に進級した場合には、修業年限（標準年数）から既に就学扶助を行った年数を除く残りの年数を上限として、引続き就学扶助の対象とすることができる。

また、入学後に、就学課程の変更や転校を希望する者については、修業年限から既に就学扶助を行った年数を除く残りの年数までの間、就学扶助の対象として差し支えない。その場合、新たに教科書や制服、通学用カバン等を購入する必要がある場合には、教材代や入学準備金を支給して差し支えない（中退した者が再入学した場合についても同様である）。